

# 下関港長州出島産業振興用地分譲公募要綱



下関市港湾局

# 目 次

1	分譲物件	．．．	P. 1
2	申込資格等	．．．	P. 3
3	分譲物件使用上の条件	．．．	P. 4
4	契約上の条件等	．．．	P. 4
5	契約の内容等に関する質疑の受付	．．．	P. 6
6	分譲内定依頼手続	．．．	P. 6
7	内定審査	．．．	P. 7
8	内定の取消し	．．．	P. 7
9	分譲申込手続	．．．	P. 8
10	分譲内定依頼及び分譲申込に係る共通事項	．．．	P. 9
11	分譲予定者の選考	．．．	P. 9
12	契約の締結等	．．．	P. 10
13	問い合わせ先	．．．	P. 10
○	関係機関	．．．	P. 11
○	図面等		
	全体平面図	．．．	P. 12
	上水道平面図	．．．	P. 13
	平面図・標準横断面図		
	北路線 - N	．．．	P. 14
	南路線 - S - 1	．．．	P. 15
	南路線 - S - 2	．．．	P. 16
	東路線 - E	．．．	P. 17
	西路線 - W	．．．	P. 18
	中央路線 - C	．．．	P. 19
○	様式集	．．．	P. 20
○	契約書・協定書（標準例）	．．．	P. 34

---

## □別冊「下関港長州出島産業振興用地の分譲物件」

### 分譲区画

#### 長州出島位置図、分譲区画図

#### 分譲区画地積測量図（１）

#### 分譲区画地積測量図（２）

令和2年(2020年)4月30日制定  
改正  
令和2年(2020年)8月6日施行  
令和3年(2021年)4月1日施行  
令和3年(2021年)4月13日施行  
令和3年(2021年)8月20日施行  
令和4年(2022年)4月1日施行

下関市では、下関港長州出島の産業振興用地について分譲公募を行います。  
分譲公募に参加される方は、次の各事項をお読みの上、申込みください。

## 1 分譲物件

(1) 分譲区画は、別冊「下関港長州出島産業振興用地の分譲物件」のとおりとなります。

なお、分譲区画は変更となる場合がありますので、最新情報は下関市のホームページにて御確認ください。

下関市ホームページ 「下関港長州出島産業振興用地分譲公募の実施について」

<https://www.shimonoseki-port.com/2873.html>

(2) 都市計画や環境規制については、次の各項目ごとの制限があります。

### ア 物流ゾーン

用 途	保管施設用地	分 区	商港区
都市計画法	市街化区域	用途地域	準工業地域
地域指定	臨港地区	特別用途地区	大規模集客施設制限地区
港湾計画	港湾関連用地	建築基準法	建ぺい率 60%、容積率 200%
騒音規制	第 3 種区域	振動規制	第 2 種区域
悪臭規制	B 地域	水質規制	瀬戸内海環境保全特別措置法 山口県公害防止条例

### イ 産業ゾーン

用 途	製造業用地	分 区	工業港区
都市計画法	市街化区域	用途地域	準工業地域
地域指定	臨港地区	特別用途地区	大規模集客施設制限地区
港湾計画	工業用地	建築基準法	建ぺい率 60%、容積率 200%
騒音規制	第 3 種区域	振動規制	第 2 種区域
悪臭規制	B 地域	水質規制	瀬戸内海環境保全特別措置法 山口県公害防止条例

(3) 各用途の具体的な利用形態は、次のとおりとなります。

#### ア 物流ゾーン：保管施設用地

(利用形態) 倉庫用地、野積場、貯木場、貯炭場、サイロ用地、モータープール、空バン  
プール、シャーシプール

#### イ 産業ゾーン：製造業用地

(利用形態) 統計法の規定に基づく日本標準産業分類における大分類が「製造業」に該当  
する業に供するための施設等

(4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）、港湾  
法（昭和 25 年法律第 218 号）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、瀬戸内海環境保全特別  
措置法（昭和 48 年法律第 110 号）、山口県公害防止条例（昭和 47 年山口県条例第 41 号）、

下関港の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例(平成17年下関市条例第299号)及び下関港港湾計画その他関係法令及び条例等を遵守してください。

(5) 上下水道、電気、ガス、情報通信等の必要な設備については、買受人がそれぞれの事業管理者と協議・調整の上、整備してください。

- ① 上水道については、島内に本管 (PP75 又は PP150) を敷設済みです。敷地への引込みは、買受人が行ってください。
- ② 工業用水は、供給できません。
- ③ 公共下水道は敷設しません。合併浄化槽の設置等、必要な工事を行ってください。
- ④ 電力については、6,600V の高圧線を島内引込み済みです。供給量や 22,000V の高圧線の必要性については、中国電力ネットワーク株式会社と協議を行ってください。
- ⑤ 都市ガスは、整備されていません。
- ⑥ 光ケーブル (NTT 回線) については、島内に引込み済みです。利用については、事業管理者と協議を行ってください。

(6) 次の用途については認められません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団等の事務所の用
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用
- ④ 競馬法 (昭和 23 年法律第 158 号) 第 6 条 (第 22 条において準用する場合を含む。) に規定する勝馬投票券、自転車競技法 (昭和 23 年法律第 209 号) 第 8 条に規定する車券又はモーターボート競走法 (昭和 26 年法律第 242 号) 第 10 条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用
- ⑤ 法令や公序良俗に反する業の用

(7) 分譲物件の引渡し後は、適切な管理を行い、周辺環境悪化を招かないよう努めてください。

(8) 施設の整備、運営等の事業実施に当たっては、可能な限り市内企業の活用や市民の雇用に配慮してください。

## 2 申込資格等

- (1) 申込資格は次のとおりとし、全ての要件を満たす必要があります。
- ① 事業の計画、管理及び運営などを行うにふさわしい社会的信用、資金力及び経営能力等を備えた法人であり、事業実行能力を有すると判断されること。
  - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
  - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条に規定する破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に規定する特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
  - ④ 直近の下関市税（新型コロナウイルス感染症を原因として地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条第 1 項又は附則第 59 条第 1 項の規定により下関市税の徴収を猶予された者に係る当該徴収を猶予された下関市税を除く。以下同じ。）を滞納していないこと。ただし、下関市内に本社、支店等がない場合は、本社所在地の市町村税（下関市税の取扱いに準ずる。以下同じ。）を滞納していないこと。
  - ⑤ 下関市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 27 年 9 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - ⑥ 下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
  - ⑦ 暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
  - ⑧ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為がないこと。
  - ⑨ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与する等直接若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
  - ⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (2) (1) の申込資格の要件を確認するため、関係機関に照会する場合があります。
- (3) 申込みに要した費用は、分譲申込者の負担とします。

### 3 分譲物件使用上の条件

分譲物件の使用条件は次のとおりとします。ただし、やむを得ない事情により、下関市と協議の上、あらかじめ書面による承認を得たときは、この限りではありません。

- ① 分譲物件は、物流ゾーンにおいては保管施設用地の用途、産業ゾーンにおいては製造業用地の用途（以下「指定用途」という。）に供すること。
- ② 分譲物件の引渡しを受けた日（以下「物件引渡日」という。）から 5 年以内に指定用途に供すること。
- ③ 物件引渡日から 10 年間は、指定用途に供すること。
- ④ 物件引渡日から 10 年間は、下関市の实地調査又は報告の求めに応じること。
- ⑤ 物件引渡日から 10 年間は、分譲物件の全部又は一部に対して、売買、贈与、交換、出資等による所有権の第三者への移転をし、担保（ただし、買受に係る担保設定は除く。）に供し、若しくは事実上の処分をし、又は地上権、質権、使用貸借による権利その他使用収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

### 4 契約上の条件等

- (1) 「3 分譲物件使用上の条件」に違反した場合には、分譲物件の買戻しを行うことがあります。
- (2) 買受人が契約に定める義務を履行しない場合には、買戻しをする場合を除き、当該契約を解除することがあります。
- (3) 下関市は、買戻権又は解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還します。ただし、当該返還金には利息は付しません。
- (4) 買受人は、買戻権又は解除権を行使されたときは、売買代金の 30 パーセントに相当する額を違約金として下関市に支払わなければなりません。
- (5) 解除権の行使に伴い売買代金の返還に当たっては、(4)の違約金、(7)の減損額又は(8)の損害賠償金がある場合には、対当額をもって相殺します。
- (6) 買受人は、買戻権又は解除権を行使されたときは、分譲物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、下関市が認めたときは、この限りではありません。
- (7) (6)のただし書の場合において、分譲物件が滅失し、又は毀損しているときは、買受人は、その損害賠償として、買戻し又は契約解除時の時価により減損額に相当する金額を下関市に支払わなければなりません。
- (8) 買受人は、契約に定める義務を履行しないために下関市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として下関市に支払わなければなりません。
- (9) 買受人は、下関市に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定並びにこの契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、契約の解除、損害賠償、本物件の修補又は売買代金の減額の請求等の一切の法的請求をすることはできません。
- (10) 分譲物件に関し下記の場合において、下関市はその責任を負いません。
  - ① 契約締結後に、数量の不足が生じた場合
  - ② 理由の如何を問わず不等沈下が発生した場合

③ 下関市から説明されているか否かを問わず、何らかの地中埋設物が存在し、これにより当該物件上に建築物を建て、工作物を設置し、あるいは物資を置く等の土地利用をするに際し、別に費用を要することになった場合

④ 契約締結後に土壌から何らかの有害物質が発見された場合

(11) 当該地は関門航路の浚渫土を主とした埋立て地であり、浚渫土の投入後、圧密排水を行う地盤改良工事を実施しています。

その土地造成の経緯から、自然由来の物質や地盤改良工事の際に用いた資材等が、地中に存在する可能性があります。

(12) 接道する臨港道路から区画内への乗入口は、図面及び現場のとおり設置しています。乗入口の新設、変更等を必要とする場合は道路管理者と協議を行ってください。なお、乗入口の新設、変更等に伴う一切の手続きや費用は、買受人の負担となります。

〈道路管理者〉 下関市港湾局施設課管理係 (083) 231-4173

(13) 地耐力や液状化に対する地盤強化については、当該地における土地利用の形態、施設の配置、計画する施設の荷重や強度、想定する地震の規模等により、買受人のリスクのとらえ方や、対応の必要性の有無が異なってくるため、必要に応じて買受人において実施してください。

(14) 当該地における埋立て及び地盤改良工事に行ったボーリング調査の結果等、下関市が保管している資料は提供可能ですので、必要な場合は御相談ください。ただし、地点によっては、調査結果が現状と異なる可能性もあります。

(15) 当該地には、観測実績を踏まえたシミュレーションに基づき、強風や越波の影響を低減することを目的とした緩衝緑地を整備していますが、冬季には巻き上がった海水がしぶきのような状態で、一部産業ゾーン西側の区画にかかる場合があります。

## 5 契約の内容等に関する質疑の受付

### (1) 受付期間

随時

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までの間)

### (2) 質疑方法

#### ① 提出

質疑の要旨を質疑書(様式第1号)に簡潔にまとめ、下記提出先に郵送、メール又は持参をしてください。口頭、電話等による質疑は受け付けません。

メールによる場合は、メールの件名を「【下関港長州出島分譲公募質問書】(質問者名)」としてください。

なお、提出方法にかかわらず、下関市が質疑書を受理したときは、その旨を質問者に連絡します。

#### ② 提出先

〒750-0066 下関市東大和町一丁目10-50 下関港国際ターミナル3階

下関市港湾局振興課

電話 (083) 231-1277

E-Mail kwdejima@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

#### ③ 回答

質疑に対する回答は、質問者に対してのみ、書面又はメールにより速やかに行います。

## 6 分譲内定依頼手続

### (1) 受付期間

随時

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までの間)

### (2) 依頼方法

#### ① 提出

下記提出先に、内定依頼書類を持参又は郵送により提出してください。(代理提出可。郵送による場合は、一般書留等の配達証明が取得できる方法に限る。)

提出方法にかかわらず、下関市が内定依頼書類を受理したときは、その旨を申込者に連絡します。

内定に係る審査は、下関市が内定依頼書類を受理した順に行います。

#### ② 提出先

〒750-0066 下関市東大和町一丁目10-50 下関港国際ターミナル3階

下関市港湾局振興課

電話 (083) 231-1277

### (3) 内定依頼書類

① 下関港長州出島産業振興用地分譲依頼書(様式第2号)

② 誓約書(様式第3号)

③ 事業計画概要書(様式第4号)

- ④ 定款
- ⑤ 会社案内又はこれに代わるもの
- ⑥ 直近3期間分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）

上記書類の提出が困難な特段の事情があるときは、あらかじめ下関市に相談してください。必要に応じて代替書類を提出していただきます。

#### (4) 内定依頼制限

- ・ 1者当たり1内定依頼までとします。
- ・ 1内定依頼において、複数の区画を対象とすることは可能とします。
- ・ 複数の区画に内定を希望する場合において、その区画は、物流ゾーン又は産業ゾーンのうち同一ゾーン内にあっては連続していなければなりません。
- ・ 「連続」とは隣り合う区画がいずれかの辺で接することをいい、点のみで接する場合は連続とみなしません。

## 7 内定審査

- (1) 内定の可否は、下関市が内定依頼書類を受理した日から、20日程度で決定する予定です。
- (2) 内定期間は、原則6か月を上限とします。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、必要最低限の期間に限り延長する場合があります。
- (3) 内定中の区画は公募物件から除外し、他者に重ねて内定を行うことはありません。
- (4) 審査は、下関市が内定依頼書類を受理した順に行うこととし、下関市が設置する「下関港長州出島産業振興用地内定審査・分譲予定者選考委員会」において、申込者が提出した書類等（ヒアリングを実施する場合があります。）に基づき実施し、当該審査結果を踏まえ、内定の可否を決定します。
- (5) 審査結果については、申込者に速やかに文書で通知します。
- (6) 内定を受けた者が分譲申込を行った場合には、当該分譲申込をもって、内定の効力が終了したものとみなします。

## 8 内定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、先に決定した内定を取り消すことがあります。

- (1) 内定を受けた者から、文書により内定の取消しを求める申し出があった場合
- (2) 具体的な検討がなされない等、著しく不誠実な対応が明らかとなった場合
- (3) 内定依頼時に提出した書類に、虚偽の記載があることが明らかとなった場合
- (4) 分譲公募に係る申込資格を満たさなくなったことが明らかな場合
- (5) その他内定を取り消す特段の事情が認められる場合

## 9 分譲申込手続

### (1) 受付期間

随時

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までの間)

### (2) 申込方法

#### ① 提出

下記提出先に、申込書類を持参又は郵送により提出してください。(代理提出可。  
郵送による場合は、一般書留等の配達証明が取得できる方法に限る。)

提出方法にかかわらず、下関市が内定依頼書類を受理したときは、その旨を分譲申込者に連絡します。

#### ② 提出先

〒750-0066 下関市東大和町一丁目10-50 下関港国際ターミナル3階

下関市港湾局振興課

電話(083)231-1277

### (3) 申込書類

申込書類は次のとおりとします。ただし、内定依頼時に提出した書類と重複する書類については、内容に変更がない場合には、内定依頼時に提出した書類をもって代えることができるものとします。

① 下関港長州出島産業振興用地分譲申込書(様式第5号)

② 事業概要(様式第6号)

③ 事業計画書(様式第7号)

④ 定款

⑤ 会社案内又はこれに代わるもの

⑥ 次に示す書類(申込日前3か月以内に発行されたもの)

ア 登記事項証明書(現在事項全部証明書)

イ 印鑑証明書

ウ 直近の下関市税に滞納がない旨を証する書類

※下関市内に本社、支店等がない場合は、本社所在地の直近の市町村税に滞納がない旨を証する書類

エ 直近3期間分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(写し)

上記書類の提出が困難な特段の事情があるときは、あらかじめ下関市に相談してください。必要に応じて代替書類を提出していただきます。

### (4) 申込制限

- ・分譲申込を行うに当たっては、あらかじめ内定を受けている必要があります。
- ・1者当たり1申込みまでとします。
- ・1申込者が複数の区画を申し込むことは可能とします。
- ・複数の区画を申し込む場合において、その区画は、物流ゾーン又は産業ゾーンのうち同一ゾーン内にあつては連続していなければなりません。
- ・「連続」とは隣り合う区画がいずれかの辺で接することをいい、点のみで接する場合は連続とみなしません。

## 1 0 分譲内定依頼及び分譲申込に係る共通事項

- ・書類等の言語は日本語、単位はメートル法を使用します。
- ・内容について照会や確認を行うため、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・提出された書類等に虚偽の記載が判明した場合は、無効とします。
- ・受付後の書類の修正又は変更は認めません。ただし、軽微な補正又は疑義等により下関市が補正を求めた場合は除きます。
- ・提出された書類等は、下関市情報公開条例（平成 17 年下関市条例第 16 号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第 6 条に規定する非公開情報を除き、原則公開します。

## 1 1 分譲予定者の選考

- (1) 分譲予定者は、下関市が分譲申込書類を受理した日から、20 日程度で決定する予定です。
- (2) 審査・選考は、下関市が分譲申込書類を受理した順に行うこととし、下関市が設置する「下関港長州出島産業振興用地内定審査・分譲予定者選考委員会」において、申込者が提出した書類に基づき実施し、当該選考結果を踏まえ、分譲予定者を決定します。
- (3) 選考基準及び配点は次のとおりとし、合計点数が 50 点以上であることを要件とします。

### **【選考基準及び配点】**

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| ア 港湾利用の期待度                      | 40 点 |
| ・ 港湾関連事業への貢献度                   |      |
| ・ 下関港における貨物の取扱量や将来的な利用の可能性      |      |
| イ 地元への貢献度                       | 40 点 |
| ・ 地元企業との取引、連携等による経済波及効果         |      |
| ・ 就業する従業員数や下関市民の新規雇用            |      |
| ウ 環境への配慮                        | 10 点 |
| ・ 企業活動による周辺環境への影響と環境保全のための取組、計画 |      |
| エ 地場企業                          | 10 点 |
| ・ 本社、支店、営業所等の市内立地の有無            |      |

- (4) (3) の結果にかかわらず、その他申込要件を満たしていない等の理由により分譲予定者と認められない場合は、当該者を分譲予定者としません。
- (5) 選考結果については、分譲申込者に速やかに文書で通知します。

## 1 2 契約の締結等

- (1) 分譲予定者は、決定の通知を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に、下関市と土地売買契約及び土地売買に関する協定（以下「契約等」という。）を締結していただきます。  
なお、期限までに契約等を締結しない場合は、分譲予定者としての資格を失います。
- (2) 分譲対象地は埋立地であり、公有水面埋立法第 27 条第 1 項の規定により土地の所有権移転については港湾管理者（下関市）の許可が必要のため、契約等の締結後、然るべき時期に分譲予定者と下関市の連名で港湾管理者へ許可申請をしていただきます。
- (3) 本件の土地売買契約は、公有水面埋立法第 27 条の規定に基づく所有権の移転許可を受けるとともに、分譲価格 2,000 万円以上かつ 1 件 5,000 平方メートル以上の分譲区画については、下関市議会における土地処分議案に係る議決の後、下関市が本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに確定し、効力が生じます。
- (4) (3) の下関市議会への議案提出に当たっては、土地売買契約に係る契約者、区画及び売買代金は、議案として公表されます。
- (5) 契約等の締結後、土地売買契約の確定前に、分譲予定者の資格を欠くに至った場合又は分譲予定者を辞退した場合には、売買代金の 10 パーセントに相当する額を違約金として下関市に支払わなければなりません。
- (6) 売買代金は、土地売買契約の確定と同時に、下関市が指定する方法により売買代金の全額を一括してお支払いいただきます。
- (7) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、物件を現状のまま引き渡します。
- (8) 所有権移転登記は、引渡し後、下関市が行います。所有権移転登記には、物件引渡日から起算して 10 年間を期間とする買戻特約を付記します。なお、買戻特約抹消登記は、買受人に行っていただきます。
- (9) 所有権移転登記に必要な登録免許税その他費用、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

## 1 3 問合せ先

〒750-0066

下関市東大和町一丁目 10-50 下関港国際ターミナル 3 階

下関市港湾局振興課

電話 (083) 231-1277

E-Mail kwdejima@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

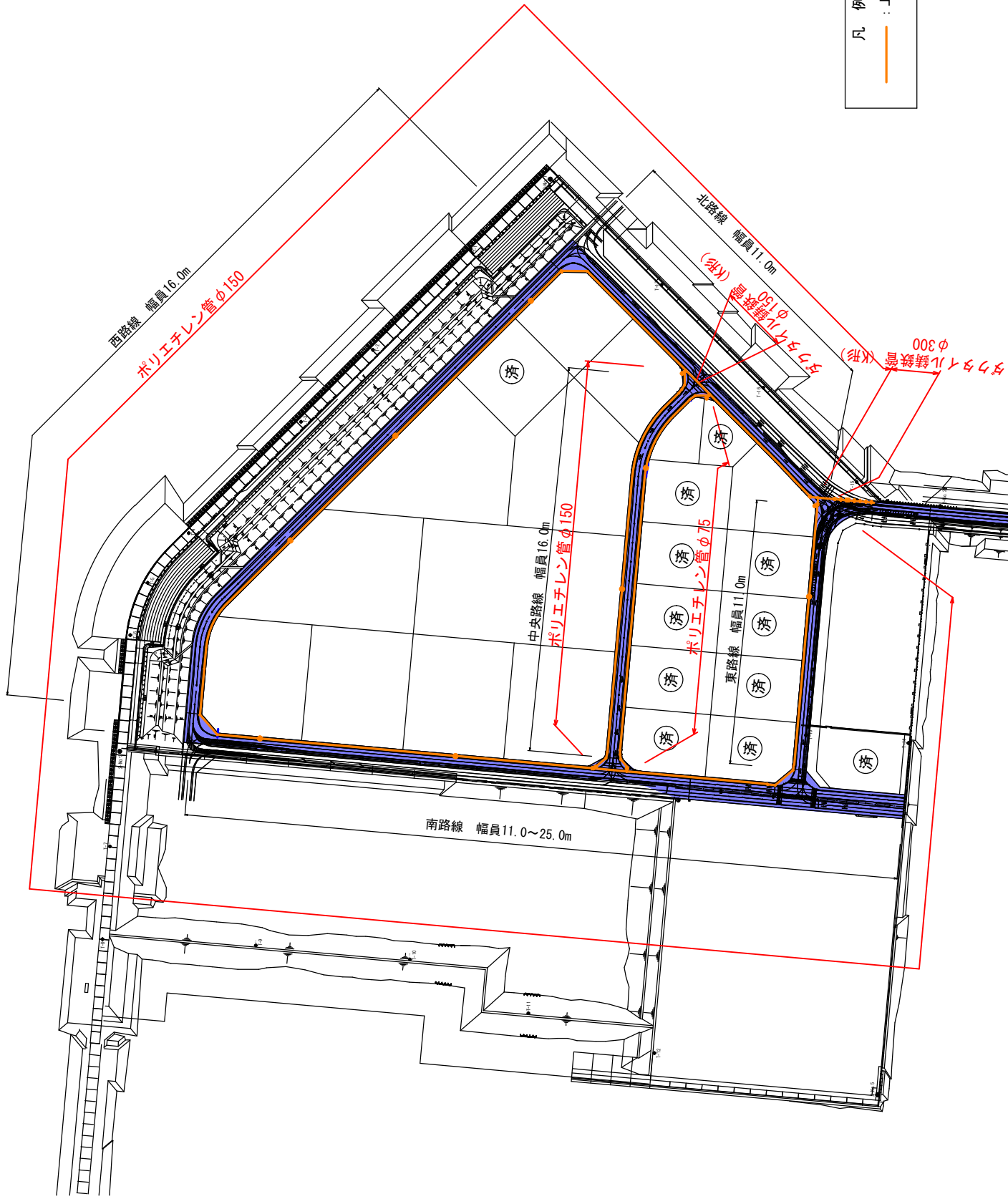
○関係機関

項目	機関
分譲に関すること	下関市港湾局経営課長州出島経営推進室 下関市東大和町一丁目 10-50 下関港国際ターミナル 3 階 電話 (083) 231-1967
企業立地に関すること	下関市産業振興部産業立地・就業支援課 下関市南部町 21-19 下関商工会館 4 階 電話 (083) 231-1357
道路加工に関すること	下関市港湾局施設課管理係 下関市東大和町一丁目 10-50 下関港国際ターミナル 3 階 電話 (083) 231-4173
建築に関すること	下関市都市整備部建築指導課 下関市南部町 1-1 電話 (083) 231-1380
合併浄化槽に関すること	下関市環境部廃棄物対策課 下関市古屋町一丁目 18-1 電話 (083) 252-0978
上水道に関すること	下関市上下水道局給水課 下関市春日町 7-32 電話 (083) 231-3116

※その他必要な設備等に関しては、各事業管理者にお問合せください。



上水道平面図 S = 1:4,000

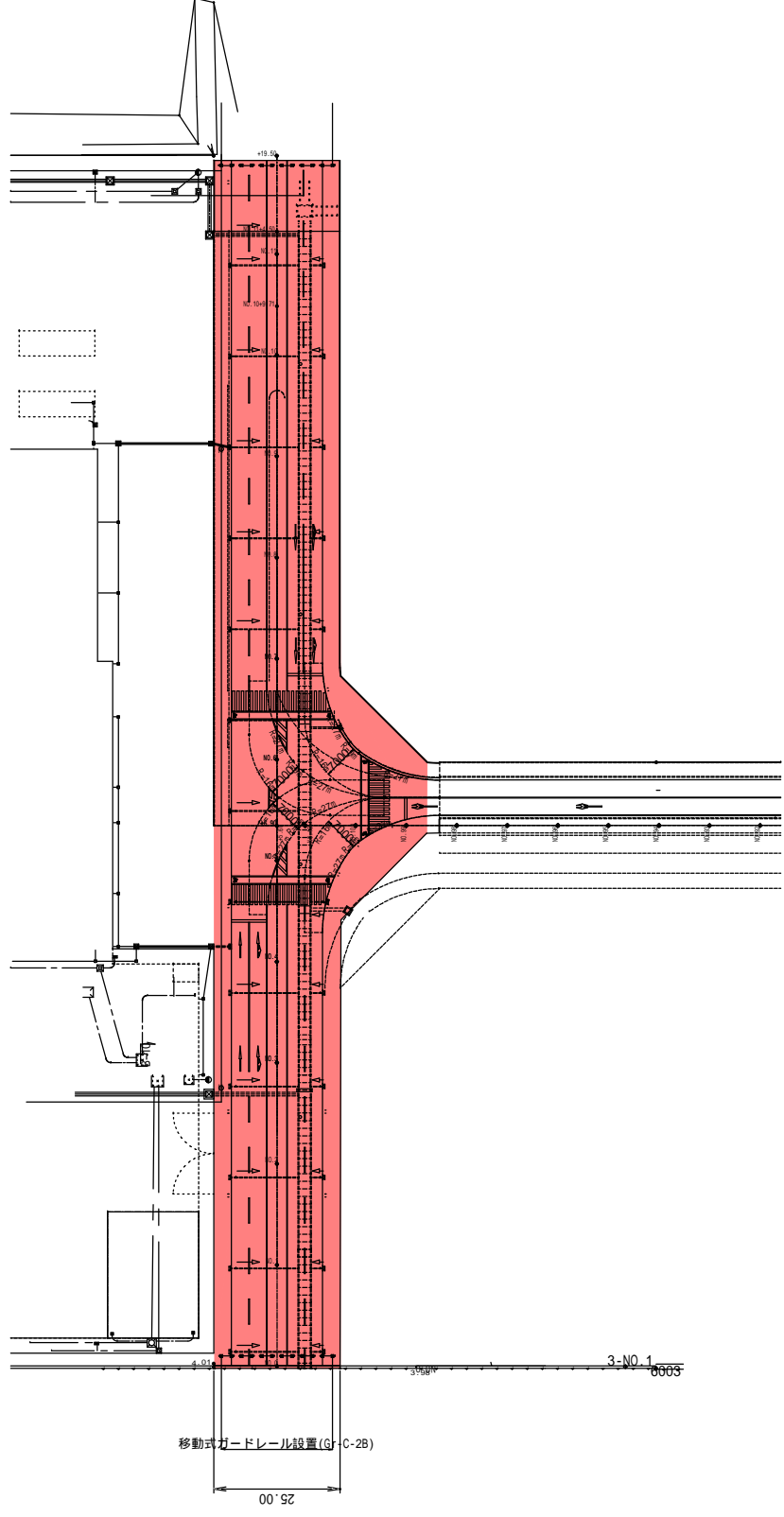


凡例  
— : 上水道





平面図  
(南路線-S-2)

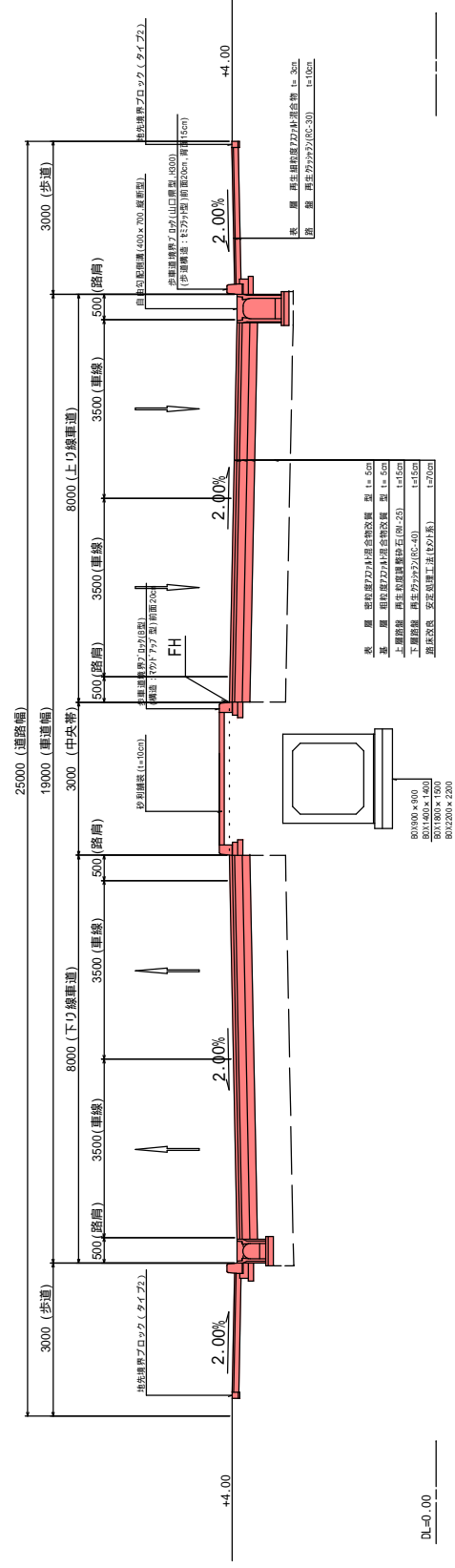


概略案内図



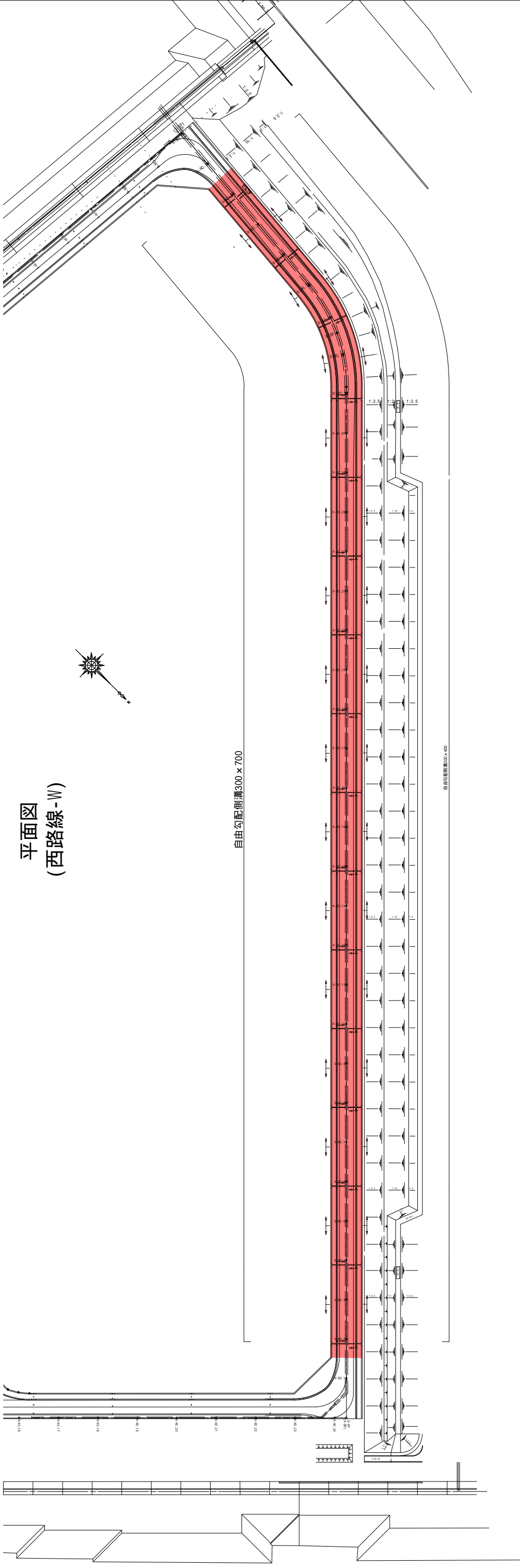
標準横断面図  
(南路線-S-2)

2.5 m 道路





# 平面図 (西路線-W)

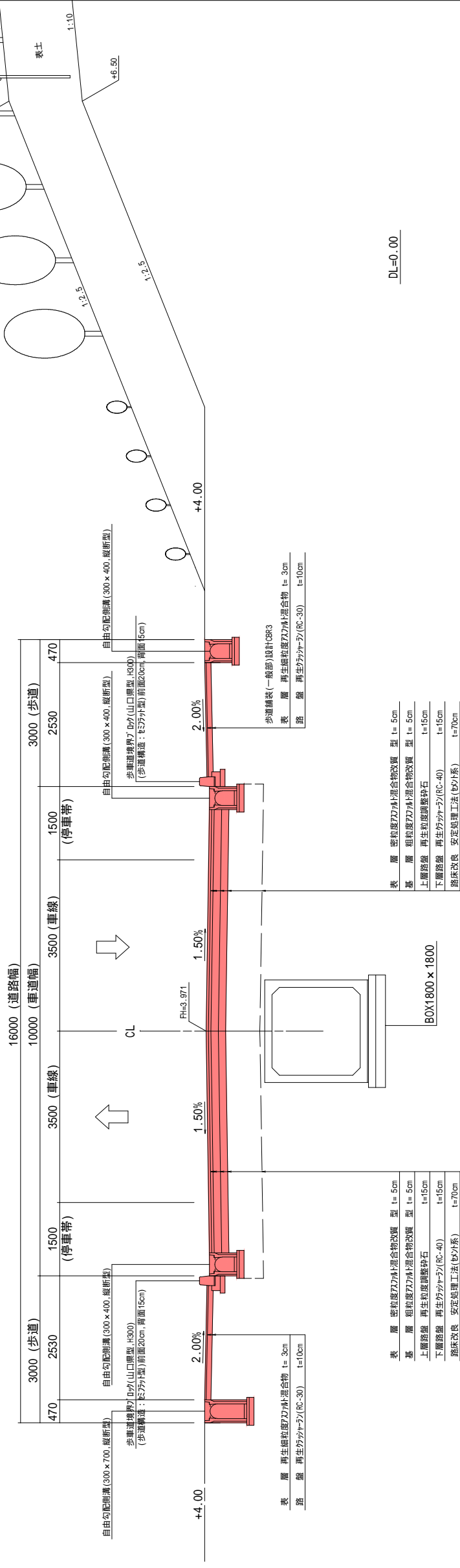


# 概略案内図



# 標準横断面図 (西路線-W)

1.6 m 道路



DL=0.00

DL=0.00

表層	密粒度70%以上混合骨材改質	型	t=5cm
基層	粗粒度70%以上混合骨材改質	型	t=5cm
上層路盤	再生粗粒調整砕石		t=15cm
下層路盤	再生中粒調整砕石(RC-40)		t=15cm
路床改良	安定処理工法(砂分系)		t=70cm

表層	密粒度70%以上混合骨材改質	型	t=5cm
基層	粗粒度70%以上混合骨材改質	型	t=5cm
上層路盤	再生粗粒調整砕石		t=15cm
下層路盤	再生中粒調整砕石(RC-40)		t=15cm
路床改良	安定処理工法(砂分系)		t=70cm

表層	再生細粒度70%以上混合骨材	t=3cm
基層	再生中粒調整砕石(RC-30)	t=10cm

表層	歩道舗装(一線部)設計3R3	
基層	再生細粒度70%以上混合骨材	t=3cm
路盤	再生中粒調整砕石(RC-30)	t=10cm



## 様式集

- 様式第1号 質疑書
- 様式第2号 下関港長州出島産業振興用地分譲依頼書
- 様式第3号 誓約書
- 様式第4号 事業計画概要書
- 様式第5号 下関港長州出島産業振興用地分譲申込書
- 様式第6号 事業概要 ※裏面あり
- 様式第7号 事業計画書 ※裏面あり

### <記載例>

- 様式第4号 事業計画概要書
- 様式第6号 事業概要
- 様式第7号 事業計画書

## 協定書・協定書（標準例）

- 市有財産売買仮契約書
- 市有財産の売買に関する協定書

様式第1号

質疑書

年 月 日

(宛先) 下関市長

所在地  
名称  
代表者氏名

下関港長州出島産業振興用地分譲公募に関し、次のとおり質疑を提出します。

質疑事項	
内 容	※質問内容、趣旨を具体的に記入してください。

様式第2号

下関港長州出島産業振興用地分譲依頼書

年 月 日

(宛先) 下関市長

所在地  
名称  
代表者氏名

下関港長州出島産業振興用地の分譲について、下関港長州出島産業振興用地分譲公募要綱の記載内容を承諾の上、関係書類を添えて、下記のとおり内定を依頼します。

記

項目	記入欄		
内定依頼 区 画	区画番号 : _____		
内定希望 期 間	か月		
担 当 者	所属		
	役職・氏名		
	電話番号		FAX
	E-mail		

※「内定依頼区画」欄は、下線の上に区画番号を記入してください。

様式第3号

誓約書

年 月 日

(宛先) 下関市長

所在地  
名称  
代表者氏名

下関港長州出島産業振興用地の分譲に係る申込資格を満たしていること及び提出する全ての書類の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

また、確認のために必要な場合には、関係の官公庁へ照会を行うことについて、承諾します。

事業計画概要書

用地の 選定理由					
事業内容					
事業 詳細	投資額	百万円（用地取得費を除く。）			
	従業員数 (操業開始時)	総数		人程度	
		現従業員	人	新規雇用者	人程度
		(内 常用雇用者 常用の内正社員)	(人) (人)	(内 常用雇用者 常用の内正社員)	(人程度) (人程度)
	施設計画	主な形態		面積	
				約	m <sup>2</sup>
		約	m <sup>2</sup>		
		約	m <sup>2</sup>		
	着手 予定年月	年 月	操業開始 予定年月	年 月	
港湾利用					
備考					

※「事業詳細」については、現時点で分かる範囲内でご記入ください。

様式第5号

下関港長州出島産業振興用地分譲申込書

年 月 日

(宛先) 下関市長

所在地  
名称  
代表者氏名

下関港長州出島産業振興用地の分譲について、下関港長州出島産業振興用地分譲公募要綱の記載内容を承諾の上、関係書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

項目	記入欄			
申込区画	区画番号 : _____			
担当者	所属			
	役職・氏名			
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※「申込区画」欄は、下線の上に区画番号を記入してください。

## 事業概要

法人名称					
所在地	〒				
代表者 役職・氏名					
資本金					
事業内容					
従業員	総数 人				
主な事業所	名称	所在地		業務内容	
業績	決算期		売上高	経常利益	純利益
	第 期	/ ~ /	百万円	百万円	百万円
	第 期	/ ~ /	百万円	百万円	百万円
主な 取引銀行	名称				
	比率	%	%	%	
主な株主	名称				
	比率	%	%	%	
主な取引先	売上		仕入		
	名称	年間取引額	名称	年間取引額	
		百万円		百万円	
		百万円		百万円	
		百万円		百万円	
		百万円		百万円	

[裏面]

( 年 月 日現在)

役員名簿	役職名		ふりがな 氏名	生年月日
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
10				

※役員全員について記載してください。

事業計画書

用途	保管施設用地 ・ 製造業用地					
具体的な業務内容						
従業員数 (操業開始時)	総数 人					
	現従業員 人 (内 常用雇用者 人 (常用の内正社員 人)			新規雇用者 人 (内 常用雇用者 人 (常用の内正社員 人)		
施設建設計画等	主な形態		面積		備考	
			約 m <sup>2</sup>			
			約 m <sup>2</sup>			
			約 m <sup>2</sup>			
	車両出入数	貨物車 台/日		乗用車 台/日		
	着手 予定年月	年 月		操業開始 予定年月	年 月	
投資・資金計画	項目		金額		備考	
	支出	用地取得費	百万円			
		建設工事費	百万円		建設費 百万円	機械設備費 百万円
		計	百万円			
	収入	自己資金	百万円		内部留保・増資・その他	
		借入金	百万円		金融機関・その他	
		計	百万円			

[裏面]

事業実施に向けた取組及び計画

港湾利用	
地元活用	
環境保全対策	

事業計画概要書

用地の 選定理由		・ 下関港長州出島を立地場所として選定した理由			
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事業や事業計画の概要</li> <li>・ 製造する製品や倉庫の種類や取り扱うことが想定される貨物 等</li> </ul>			
事業 詳細	投資額	〇〇〇 百万円（用地取得費を除く。）			
	従業員数 (操業開始時)	総数		〇〇〇 人程度	
		現従業員	〇〇 人	新規雇用者	〇〇 人程度
		(内 常用雇用者 (常用の内正社員	〇〇 人 〇〇 人)	(内 常用雇用者 (常用の内正社員	〇〇 人程度 〇〇 人程度)
	施設計画	主な形態		面積	
工場		約 〇〇〇 m <sup>2</sup>			
倉庫		約 〇〇〇 m <sup>2</sup>			
		約 m <sup>2</sup>			
	着手 予定年月	20〇〇 年 〇 月	操業開始 予定年月	20〇〇 年 〇 月	
港湾利用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業における港湾の利用可能性</li> <li>・ 港湾又は港湾物流関連業との連携、取引</li> <li>・ 現在又は将来的に、下関港において取り扱うことが見込まれる貨物の内容や取扱量 等</li> </ul>			
備考					

※「事業詳細」については、現時点で分かる範囲内でご記入ください。

様式第6号：記載例

## 事業概要

法人名称	〇〇株式会社				
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号				
代表者 役職・氏名	代表取締役 下関 太郎				
資本金	〇〇〇〇万円				
事業内容					
従業員	総数 〇〇 人				
主な事業所	名称	所在地	業務内容		
	〇〇支店	〇〇市〇〇町	港湾運送事業 他		
	〇〇支店	〇〇市〇〇町	倉庫事業 他		
業績	決算期		売上高	経常利益	純利益
	第〇期	2018/4 ~ 2019/3	〇〇〇百万円	〇〇百万円	〇〇百万円
	第〇期	2017/4 ~ 2018/3	〇〇〇百万円	〇〇百万円	〇〇百万円
主な 取引銀行	名称	〇〇〇銀行	〇〇〇銀行	借入金がある場合はその比率、無い場合は預貯金の残高比率をご記載ください。	
	比率	〇〇 %	〇〇 %		
主な株主	名称	〇〇〇株式会社	株式会社〇〇〇		
	比率	〇〇 %	〇〇 %	% %	
主な取引先	売上		仕入		
	名称	年間取引額	名称	年間取引額	
	株式会社〇〇	〇〇百万円	〇〇株式会社	〇〇百万円	
	〇〇株式会社	〇〇百万円	株式会社〇〇	〇〇百万円	
		百万円		百万円	
	百万円		百万円		

様式第7号：記載例

## 事業計画書

用途	保管施設用地 ・ 製造業用地			
具体的な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造する製品の具体的な内容</li> <li>・ 操業後の生産計画</li> <li>・ 倉庫の種類や取り扱うことが想定される貨物の概要</li> <li>・ シャーシプールやモータープールとしての活用方法</li> </ul>			
従業員数 (操業開始時)	総数 〇〇〇 人			
	現従業員 〇〇 人 (内 常用雇用者 〇〇 人 (常用の内正社員 〇〇 人)	新規雇用者 〇〇 人 (内 常用雇用者 〇〇 人 (常用の内正社員 〇〇 人)		
施設建設計画等	主な形態	面積	備考	
	工場	約 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇棟	
	倉庫	約 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇棟	
		約 m <sup>2</sup>		
	車両出入数	貨物車 〇〇 台/日	乗用車 〇〇 台/日	
	着手 予定年月	20〇〇年 〇月	操業開始 予定年月	20〇〇年 〇月
投資・資金計画	項目	金額	備考	
	支出	用地取得費	〇〇〇 百万円	
		建設工事費	〇〇〇 百万円	建設費 〇〇 百万円 機械設備費 〇〇 百万円
		計	〇〇〇〇 百万円	
	収入	自己資金	〇〇〇 百万円	内部留保・増資・その他
		借入金	〇〇〇 百万円	金融機関・その他
		計	〇〇〇〇 百万円	

[裏面]

事業実施に向けた取組及び計画

港湾利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 港湾又は港湾物流関連業との連携、取引</li><li>・ 現在又は将来的に、下関港において取り扱うことが見込まれる貨物の内容や取扱量 等</li></ul>
地元活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 操業前後に関わらず、土地取得後に見込まれる市内事業者の活用、取引</li><li>・ 新規雇用創出 等</li></ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 操業に伴い想定される周辺環境への影響に対する環境保全対策や計画</li><li>・ 事業者における環境への取組み 等</li></ul>

## 市有財産売買仮契約書

この仮契約は、市有財産の買受人が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条第1項の規定に基づく許可を受け、かつ、下関市議会の議決を経た後、下関市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約として確定するものとする。

売出人下関市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、市有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「本物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所 在	地 目	数 量	備 考

2 甲乙両者は、本物件の所在及び数量並びに別紙1容認事項を確認し、この契約締結後は、一切の異議を述べないものとする。

（売買代金）

第3条 本物件の売買代金（以下「売買代金」という。）の額は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、契約保証金を免除する。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金の全額を、甲の発行する納入通知書により、本契約確定と同時に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 本物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（所有権移転登記）

第7条 乙は、本契約確定と同時に、本物件の登記嘱託請求書に登録免許税の領収書又は登録免許税相当額の収入印紙を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定による提出物を受領したときは、遅滞なく本物件の所有権移転登記を嘱託しなければならない。

（本物件の引渡し）

第8条 本物件は、第6条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した時に引渡し

があったものとみなす。この場合において、乙は、土地受領書を甲に提出しなければならない。

(用途指定等)

第9条 乙は、前条の規定により本物件の引渡しを受けた日（以下「物件引渡日」という。）から5年以内に、本物件を事業計画書（下関港長州出島産業振興用地分譲公募要綱（令和2年4月30日制定）に基づき乙が甲に提出した事業計画書をいう。）に記載した用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合で、甲と協議の上、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 乙は、物件引渡日から起算して10年間は、本物件を指定用途に供さなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合で、甲と協議の上、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利譲渡等の制限)

第10条 乙は、物件引渡日から起算して10年間は、本物件の全部又は一部について、売買、贈与、交換、出資等により所有権を第三者に移転し、担保に供し、若しくは事実上処分し、又は地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(実地調査)

第11条 甲は、前2条の規定に係る乙の履行状況の調査を行い、又は乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定並びにこの契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、この契約の解除、損害賠償、本物件の修補又は売買代金の減額の請求等の一切の法的請求をすることができないものとする。

(買戻特約)

第13条 甲は、乙が第9条から第11条までの規定に違反したときは、本物件を買い戻すことができる。

2 前項の規定による買戻し（以下「買戻し」という。）を行うことができる期間は、物件引渡日から10年間とする。

3 買戻しに係る本物件の価格は、乙が支払った売買代金に相当する額とする。

4 買戻しの特約登記の嘱託は、第7条第2項の規定による所有権移転登記の嘱託に併せて甲が行うこととし、当該特約登記に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

5 乙は、買戻しにより損害を受けた場合であっても、その損害の補償を甲に請求することができない。

(契約の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、買戻しをするときを除き、催告を行うことなくこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の補償を甲に請求することができない。

(違約金)

第15条 乙は、甲が買戻しに係る権利（以下「買戻権」という。）又は前条第1項の規定によるこの契約の解除権（以下「解除権」という。）を行使したときは、  
金 円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(売買代金の返還等)

第16条 甲は、物件引渡日以後に解除権を行使したときは、売買代金を乙に返還する。  
この場合において、売買代金には、利息を付さない。

2 乙は、甲が買戻権又は解除権を行使した場合において、本物件に支出した必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が買戻権又は解除権を行使した場合において、甲の指定する期日までに乙の負担において本物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が本物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状有姿のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、本物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として買戻し時又は契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本物件の所有権移転登記及び買戻特約の抹消登記の嘱託に必要な書類を甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙から前項の書類を受領したときは、遅滞なく本物件の所有権移転登記を嘱託することとし、当該所有権移転登記及び買戻特約の抹消登記に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還する売買代金との相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を乙に返還する場合において、乙

が甲に支払うべき第15条第1項の違約金、第17条第2項の減損額に相当する額又は前条の規定による損害賠償金（以下「違約金等」と総称する。）があるときは、返還する売買代金と違約金等の対当額をもって相殺する。

（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項）

第20条 この契約に関する下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、別紙2下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

（裁判管轄）

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、山口地方裁判所下関支部とする。

（契約の費用）

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義の解決）

第23条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

（履行の決定）

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年（      年）      月      日

甲      下関市  
         下関市長

乙      住所  
         氏名

別紙 1

容認事項

1. 本物件において、理由の如何を問わず不等沈下が発生した場合、その対策に要する費用は、乙が負担すること。
2. 本物件の土壌汚染の状況については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び都道府県条例等による調査及び報告の義務がないため調査を行っておらず、土壌汚染の有無については不明である。万一引渡し後に土壌汚染が判明した場合、汚染土壌の除去等に係る費用は、乙が負担すること。
3. 本物件に何らかの地中埋設物が存在していた場合の埋設物の調査、撤去及び処分等に係る費用は、乙が負担すること。
4. 本物件は、関門航路の浚渫土を主とした埋立て地であり、浚渫土の投入後、圧密排水を行う地盤改良工事を実施している経緯から、自然由来の物質や地盤改良工事の際に用いた資材等が、地中に存在する可能性があること。
5. 本物件に接する臨港道路から区画内への乗入口は、現状のとおりであり、乗入口の新設、変更等に伴う一切の手続きは乙が行うこととし、費用は乙が負担すること。

別紙2

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

## 市有財産の売買に関する協定書

下関市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、市有財産の売買に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが令和 年 月 日に締結した市有財産の売買に関する仮契約（以下「仮契約」という。）について、この協定を締結した日から甲が乙に仮契約を本契約として成立させる旨の意思表示をする日までの間（以下「仮契約期間」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（地位の辞退）

第2条 乙は、仮契約期間において、下関港長州出島産業振興用地分譲公募要綱（令和年 月 日制定。以下「公募要綱」という。）に基づき決定した分譲予定者としての地位を辞退することができる。

（地位の取消し等）

第3条 甲は、仮契約期間において、乙が公募要綱に定める分譲申込者の資格を欠くに至ったとき、又は前条の規定による辞退を申し出たときは、同条の地位を取り消すものとする。この場合において、甲は、乙に対しなんらの催告を要せず、仮契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定による地位の取消し又は仮契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

（違約金）

第4条 乙は、前条第1項の規定により分譲予定者としての地位を取り消され、及び仮契約を解除されたときは、仮契約第3条に規定する売買代金の10パーセントに相当する額を、違約金として甲が指定するところにより、甲に支払わなければならない。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この協定に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（疑義の解決）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

（履行の決定）

第7条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の協定締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 下関市  
下関市長

乙 住所  
氏名